

宇土市本人通知制度事前登録申請書

宇土市長 様

申請者	住所	〒	—
	氏名		印
	連絡先		
申請者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人		

宇土市住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項又は第7条第1項の規定により，次のとおり事前登録を申請します。

通知を希望する者の氏名※	フリガナ	生年 月日	年 月 日
住所	〒	—	連絡先
本籍		筆頭者氏名	

※住民票の写し等に記載又は記録のある方の氏名を記載ください。

法定代理人が申請する場合は，次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人		
氏名	フリガナ		
住所	〒	—	連絡先

備考

- 裏面の内容を確認の上，各欄に必要事項を記入し，該当する番号に○を付してください。
- 次の書類を提出し，又は提示してください。郵送の場合は委任状を除き，写しを提出してください（委任状は必ず原本を提出してください。）。
 - あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード，旅券，運転免許証等）
 - あなたが法定代理人であるときは，併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - あなたがこの申請に係る代理人であるときは，併せてその旨を証明する書類（委任状等）

【宇土市記入欄】※次の欄は，記入しないでください。

受付	本人等の確認書類		名簿記載事務	備考
年 月 日	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	処理日	
<input type="checkbox"/> 市民保険課 <input type="checkbox"/> ()支所 受付者			年 月 日 担当者 名簿番号 ()	

※裏面も必ず読んでください。

(裏)

宇土市住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、宇土市に事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（戸籍届出書に係る証明書を除く。）（以下「住民票の写し等」という。）を本人等（※）以外の第三者（国又は地方公共団体の機関を除く。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

※本人等

- (1) 住民票関係 本人又は本人と同一世帯の者
- (2) 戸籍関係 戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者へ事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に宇土市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の名称及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- 4 裁判や訴訟手続、紛争処理の代理事務に使用するために住民票の写し等を特定事務受任者に交付した場合は、通知の対象となりません。
- 5 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、宇土市個人情報保護条例に基づき本人から開示請求を行うことができます。ただし、当該開示請求が認められた場合においても、宇土市個人情報保護条例の規定の範囲内での情報が開示されます。
- 6 事前登録の申請受付は、市民保険課、網津支所又は網田支所で行います。
- 7 登録者名簿への登録日は、申請受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合はその翌日）となります。
- 8 事前登録を希望する者でやむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により事前登録の申請をすることができます。
- 9 原則として窓口での直接申請となりますが、他の市町村に居住している場合や疾病その他やむを得ない理由等により、窓口で直接申請ができない場合は、郵便又は信書便による事前登録の申請ができます。
- 10 転出又は転居により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 11 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を抹消します。